

北海道におけるがん診療連携拠点病院審査基準（案）

（目的）

北海道におけるがん診療連携拠点病院等推薦要領（以下「推薦要領」という。）の「第4 推薦候補病院の選定」に基づき、地域がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の指定候補を厚生労働大臣に推薦するに当たり、拠点病院及び地域がん診療病院（以下「診療病院」という。）の申請が、北海道における第二次医療圏（以下「医療圏」という。）の数を超えた場合の選定に必要な事項を定める。

（審査対象）

審査対象は、拠点病院の更新申請及び新規申請において、当該医療圏から複数の申請があった場合の病院とする。ただし、次に規定する病院は審査対象外とする。

- （1）都道府県がん診療連携拠点病院
- （2）北海道高度がん診療中核病院
- （3）整備済の医療圏からの更新申請及び新規申請において、1病院のみの申請であった場合の病院
- （4）未整備の医療圏からの新規申請において、1病院のみの申請であった場合の病院
- （5）診療病院とのグループ指定の病院（※原則、診療病院は拠点病院が未整備の医療圏への指定であり、グループ指定先の拠点病院の推薦は必要不可欠のため）

（審査組織）

別に定める「北海道におけるがん診療連携拠点病院推薦審査委員会運営要領」に基づき、審査委員会において審査する。

（自己評価調査票の提出）

審査対象となる病院は、別紙様式、「北海道におけるがん診療連携拠点病院自己評価調査票」（以下「自己評価調査票」）を作成の上、別に定める期日までに北海道へ提出する。

（推薦候補病院の選定）

審査に当たっては、次項に定める評価基準に基づく自己評価調査票により、診療実績や特筆すべき実績のほか、道内や当該医療圏における役割や未整備の医療圏への貢献度などを評価の上、次の方法にて審査を行う。

（1）1次審査（書面審査）

審査対象となる病院から提出のあった自己評価調査票に基づき、採点した合計点により、推薦候補病院を選定する。

なお、選定されなかった病院に対しては2次審査（ヒアリング）を実施することとし、対象病院の自己評価調査票の記載内容について、ヒアリングに必要な項目や提出を求める資料を選定する。

（2）2次審査（ヒアリングによる審査）

2次審査の対象病院に対して、前記（1）で選定した項目について、ヒアリングによる審査、採点を行い、1次審査の結果と2次審査で採点した合計点により、推薦候補病院を選定する。

(評価基準)

国が定める「がん診療連携拠点病院等の整備について」(令和4年8月1日健発第0801第16号健康局長通知)の別添「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(以下「整備指針」という。)に規定する診療実績などの指定要件を基にした項目と指定要件以外の未整備の医療圏への貢献度等を総合的に評価するため、次のとおり審査に際しての評価の視点や項目の考え方にに基づき、評価項目内容及び配点等の基準を定める。

(1) 評価の視点・項目の考え方

評価の視点・項目		評価項目の考え方
I 数値化の可能なもの	1. 診療実績	・国「整備指針」で求められる指定要件の実績状況を評価する
	2. 診療以外の特筆すべき実績	・がん診療の中核を担う病院として診療以外の特筆すべき実績を評価する
II 数値による比較のみで評価が困難なもの	1. 道のがん対策に関する取組への協力	・道のがん対策に関する事業や推進する取組への協力などを評価する
	2. 当該医療圏でのがん診療の中核を担う病院としての貢献度	・当該医療圏の複数有る拠点病院の中でも、特に中心的な役割について評価する
	3. 未整備の医療圏への貢献度	・未整備の医療圏の中核的な病院への診療支援など、がん医療の均てん化のための貢献を評価する
III その他	1. 医療の質の改善の取組及び安全管理	・その他、国「整備指針」で示されている取組の状況を評価する
	2. それぞれの特性に応じた診療等の提供体制	

(2) 評価項目・基準

別紙1「評価項目・基準等一覧」のとおり

(3) 評価レベル・配点

評価項目の重要度に応じた、評価レベル(A・B・Cの3段階)に基づき、実績等による評価(優・良・可の3段階)を行う。

① 評価レベル

A：重要度大

B：重要度中

C：重要度小

② 評価レベルの考え方

別紙2「評価レベルの考え方」のとおり

③ 評価レベルによる配点

評価レベル	評価区分		
	優	良	可
A：重要度大	10点	7点	3点
B：重要度中	7点	4点	2点
C：重要度小	5点	3点	1点

(審査結果の通知)

審査結果については、1次審査終了時及び2次審査終了時の都度、審査対象の病院に通知する。